

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（交通総務課）

一 趣旨

道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習手数料額を定めるための改正

二 内容

別表第七号の表第十四号ヨ中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

三 施行期日

令和五年七月一日